

令和元年

目黒区教育委員会

第24回定例会会議録

(令和元年7月2日開催)

第24回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和元年7月2日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	尾崎 富雄
	教育委員会教育長職務代行者	後藤 幸子
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会委員	櫻井 道雄
	教育委員会委員	笹尾 敦夫

出席職員	教育次長	秋丸 俊彦
	教育政策課長（学校統合推進課長兼務）	
		山野井 司
	学校ICT課長	今村 茂範
	学校運営課長	濱下 正樹
	学校施設計画課長	鹿戸 健太
	教育指導課長	竹花 仁志
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	寺尾 千英
	統括指導主事	片山 順也
	生涯学習課長	千葉 富美子
	八雲中央図書館長	増田 武

書記		小野塚 幸隆
		森 高 健二郎

(議事日程)

- |      |      |                                     |
|------|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 報告事項 | 令和元年度教育施策説明会（前期）の実施結果について           |
| 日程第2 | 報告事項 | 幼児教育・保育の無償化に伴う区立こども園の食材料費の負担について（案） |
| 日程第3 | 報告事項 | 目黒区立学校（園）における留守番電話自動応答装置の運用等について    |
| 日程第4 | 報告事項 | 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について           |

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和元年第24回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。  
本日の欠席委員、欠席職員はおりません。署名委員は、後藤委員  
です。  
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 令和元年度教育施策説明会(前期)の実施結果について(報告  
事項))

- 説明員 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。  
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 幼児教育・保育の無償化に伴う区立こども園の食材料費の負担  
について(案)(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。  
次に日程第3を議題とします。

(日程第3 目黒区立学校(園)における留守番電話自動応答装置の運用等  
について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等はありませんか。  
○委員 4の留守番電話自動対応時の対応のところですが、21時まで  
は各学校の夜間・休日対応番号に連絡することを保護者の方はあ  
らかじめ把握しているのでしょうか。  
また、子どもが帰って来なく、心配だという場合に、この夜間・  
休日対応番号に電話すると、どういう流れになるのかも教えてい  
ただけますか。  
○説明員 保護者への番号のお知らせでございますが、7月中旬に保護者  
に周知と書いてありますとおり、事務局で保護者宛ての周知の見

本を学校に配付いたしまして、その中に、21時まで学校警備員がお受けしますということで、夜間・休日対応番号を記載しております。併せて、21時以降の区役所の番号も記載するという形でお知らせをいたします。

また、21時までの対応でございますが、現在も学校開放等で警備員が21時まで勤務しております、電話を受けるという形になります。そして、21時以降につきましては、区役所の夜間受付が電話を受けます。それぞれ学校長の公用携帯電話の番号を把握しておりますので、そちらに必要に応じて連絡するという形になります。そして、学校長から、内容に応じて保護者へ連絡させていただくということを想定しております。

○委員 警備員の方がこの電話をとられるということですよ。これから留守番電話が設置されると、その方が対応することが多くなると思うのですが、その方が学校長に連絡するのかわからないのか判断するのでしょうか。その警備員の方の判断によるものなのかという点は、大きなことだと思うので、そのあたりを教えてくださいませんか。

○説明員 今の時期ですと、学校では保護者会も開かれておりますので、まず、保護者の方にこういった留守番電話の活用を行うことと、緊急の対応が必要なものについては、警察に連絡をしていただくようお願いするなど、詳しい説明をさせていただきます。それでも、運用開始後しばらくは、同様の内容について連絡が来ること多いかと思えます。学校長に連絡が行くこともございましょうし、学校に残っている職員に相談するというケースも出てまいりますが、そういった状況も事務局で確認しながら、新たな方式が浸透するよう対応していきたいと考えております。

○委員 運用してみないとわからないところは多々あると思うのですが、保護者の方や警備員の方に十分に説明していただくようお願いいたします。

○教育長 こういったときの対応として、学校警備員の役割というのは、書面にしているのでしょうか。

○説明員 学校警備員の役割の中で、学校の電話の応対も入ってございます。ですので、18時に全ての教員が退勤した場合には、警備員が今でも電話を受けているという状況です。そういった場合にどう対応するかについては、警備員と学校の管理職とが話し合って運用を決めているという状況です。

○教育長           そうすると、今までの職務内容に変更はないという理解でいいのですか。

○説明員           はい。特に今回のケースに当たって、学校警備の今の職務分掌を変えるということは必要ないと考えています。

○委員             方向性としては正しいと思うのですが、今後この運用の状況を報告していただきたいと思います。これは要望です。

○教育長           学校長の公用携帯電話の番号は、保護者の方に公表しているのですか。それとも、今回のことを契機に公表するのですか。

○説明員           校長の公用携帯電話の番号を保護者に案内するかに関しては、学校長によって判断が異なっておりまして、実際に保護者に校長の公用携帯電話の番号を教えている学校もあれば、教えていない学校もあるという状況です。

○教育長           先ほどの説明だと、保護者への周知のときに、校長の公用携帯電話の番号をお示しするように聞こえたのですが、それはやらないんですね。

○説明員           基本的には、校長の公用携帯電話の番号を直接案内するのではなく、学校の夜間・休日対応番号を案内するというございます。

ただ、既に校長の公用携帯電話の番号を保護者に案内している学校も現実にはあります。

○教育長           その他ご質問等ございますか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。  
次に日程第4を議題とします。

(日程第4        学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について(報告事項))

○説明員           (資料により説明)

○教育長           この件についてご質問等はございませんか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。

○教育長           その他なにかございますか。  
以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時5分閉会)